

都市計画税の使途について

都市計画税は、地方税法第702条の規定により、都市計画法に基づいて行う都市計画事業や土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てることを目的とした目的税です。

令和2年度一般会計当初予算における使途状況は、次のとおりです。

(歳入) 都市計画税 619,700 千円

(歳出) 都市計画事業費等に要する経費 1,535,268 千円

(単位:千円)

事業区分		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	都市計画税	その他
都市計画 事業費等	街路費	614,060	227,598	204,800	0	109,552	72,110
	公園費	119,138	0	67,700	7,568	26,456	17,414
	下水道費	416,461	0	0	0	251,149	165,312
	区画整理費等	38,967	0	0	0	23,499	15,468
	公債費	272,823	0	0	0	164,527	108,296
	その他	73,819	0	0	0	44,517	29,302
	合計	1,535,268	227,598	272,500	7,568	619,700	407,902